⑮ＥＴＣ特別割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。）。

なお、上記にいう「ＥＴＣシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ＥＴＣクレジットカード」は中日本高速道路株式会社との契約に基づきＥＴＣカード（省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したＥＴＣシステム利用規程（平成20年12月１日。以下「利用規程」という。）第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードを、「ＥＴＣパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカードを、「ＥＴＣコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「３会社」という。）が別に定める約款により大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて３会社のいずれかに届出がなされた利用規程第３条第１号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして３会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう。以下同じ。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成22年４月１日から中日本高速道路株式会社が別に定める日まで

⑯割引相互の適用関係

イ　一の通行がＥＴＣ特別割引、深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、休日深夜割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引または障害者割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ロ　①から⑮に定める割引相互間の重複適用関係は別添３のとおりとする。

別添３

⑴　割引相互間の重複適用関係⑴重複適用の有無

	マイレージ	前納	深夜	通勤	平夜	平昼	休昼
前納	×						
深夜	○	○					
通勤	○	○	×				
平夜	○	○	×	×			
平昼	○	○	×	×	×		
休昼	○	○	×	×	×	×	
休特	○	○	×	×	×	×	×
休バス	×	×	○	○	○	○	×
障割	○	○	×	×	×	×	×
特別	○	○	×	×	×	×	×

	休特	休バス	障割	特別
休特				
休バス	×			
障割	×	×		
特別	×	×	×	

㈱　「マイレージ」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「平夜」、「平昼」、「休昼」、「休特」、「休バス」、「障割」及び「特別」は、それぞれ、マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引、深夜割引、通勤割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、休日バス割引、障害者割引及びＥＴＣ特別割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

⑵　重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、障害者割引又はＥＴＣ特別割引
2	マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引又は休日バス割引

別添２を次のとおり改める。

別添２

⑴　割引相互間の重複適用関係⑴重複適用の有無

	マイレージ	前納	深夜	通勤	平夜	平昼	休昼	休特	休バス
前納	×								
深夜	○	○							
通勤	○	○	×						
平夜	○	○	×	×					
平昼	○	○	×	×	×				
休昼	○	○	×	×	×	×			
休特	○	○	×	×	×	×	×		
休バス	×	×	○	○	○	○	×	×	
障割	○	○	×	×	×	×	×	×	×

	障割
障割	

㈱　「マイレージ」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「平夜」、「平昼」、「休昼」、「休特」、「休バス」及び「障割」は、それぞれ、マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引、深夜割引、通勤割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、休日バス割引、障害者割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

⑵　重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引又は障害者割引
2	マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引又は休日バス割引